

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

	1 復職支援プログラムについて	2 復職の判断について	3 復職後の経過観察について
都道府県指定都市	(1)対象者 (2)復職にあたって受講を必ず求めているか (3)復職支援プログラムの内容(各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) (4)実施時期 (5)受講者に対する公費による保険措置 (6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 (2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容 (2)復職後の経過観察の実施期間 (3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職中 受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。 第1段階:通勤及び職場の雰囲気慣れる(2日～週間2～3時間) 第2段階:同僚と児童(生徒)と共に慣れる(3日～週間4時間前後) 第3段階:自分の職務に慣れる(1週間～3週間5～6時間) 第4段階:職場復帰のための具体的準備(フルタイム2週間～6週間)	原則4～12週 なし 職場復帰訓練を実施することで職務において自信を取り戻し、復職後、スムーズに勤務が出来る。受け入れ側(対象者の回復状況と職場への適応状況を直接観察することが出来る。調子を崩した時にも早めに把握と連絡を行い、再発を予防することが出来る。	精神保健産業医他精神科医 職場復帰訓練の出席状況(所定以上の出席率)及び各段階ごとに設定した目標の到達状況を確認し、所定以上の出席率を確保し、それを目安に面接により審査委員が総合的に判断を行う。 所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。 復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書を出す。 原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で職務分掌等を行う。
2 青森県	精神性疾患により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、就き出勤を希望する者 なし 職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に就き出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。実施場所は、原則として当該職員の所属する学校。	原則として、4週間から8週間 普通傷害保険加入(公立学校共済組合負担) 職場への適応性等を回復して、職場復帰プログラムに加入(公立学校共済組合負担) 職場復帰に対する不安を軽減し再発の防止に努むる。当該職員が所属する学校の校長が現状の回復状況を把握し、職場復帰の受け入れの参考とする。 学校職員精神性疾患復職審査委員会における復職審査の資料としている。	精神科専門の医師等3名 校務の運営に支障のない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。 必要に応じて、学校長に所属する学校の判断により、本人の状況を踏まえて職務分掌等を軽減している。
3 岩手県	①復職希望のうち職場復帰プログラムを希望する者 ②精神性疾患により3か月以上の病気休暇を所得している職員又は休職している職員 ①について原則実施 第1段階…職場の雰囲気慣れる 第2段階…自分の職務に慣れる 第3段階…自分の職務に慣れる 第4段階…復帰に向けた具体的な準備	本人の状況に合わせて実施 公費負担 -障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円 入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 -賠償責任保険 身体:10倍万円 対物:1,000万円 再発防止を妨げ取組として、職場復帰プログラムに加入し、職場復帰に努むる。 学識経験者(精神科医) -症状が安定して、再発のおそれがないこと。 -仕事に対する意欲が見られること。 -職務を行うための持力、集中力、体力があること。 -必要な程度に、対人関係能力が改善されていること。 -家庭や職場での生活リズムが確立していること。 -再発防止のため、通院や服薬などが守れること。	復職後、保健師の学校訪問や電話等により状況を把握。 復職後、個別状況による。 原則、現所属校に復帰。所属長が本人と話し合いながら業務軽減を段階的に解除している。
4 宮城県	精神性疾患により休職を希望する者 受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。 4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で2日を行う。 2段階の2週目は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式でのT2での授業を行う。 3段階の3週目は児童生徒の在校時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 4段階の4週間は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行う。 場所 所属校で実施	4週間を基本とする。 訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。 対象者にとっては、段階を迫ってプログラムを行うことから始まり、徐々に食前がある授業実践に移行していくので、そのスムーズに職場復帰ができるという効果がある。 また、職場復帰の可否に審判において、対象者の具体的な状況を把握できる資料となる。	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う -県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況報告により把握。小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握 -所属長が希望する1～3ヶ月経過後に、産業カウンセラー等を派遣し相談等のフォローアップを行う。
5 秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教員で精神性疾患により休職中の者 なし 具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練終了後、復職訓練日誌に記入し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を視察し、復職訓練記録に記入する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。	原則として4週間程度、休職中の者は3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。 なし 児童生徒との良好な人間関係が構築され、学校担任としての自信を取り戻している。特に、訓練終了後は、児童生徒と積極的なコミュニケーションを図るようになり、学校担任として復職したいという意欲の向上につながっている。	所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会)は、復職後の訓練対象者の状況(勤務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係等)について、復職後3か月後及び6か月後に、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神性疾患により休職又は休職中の者 なし 対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に同意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。 休職者は4週間程度、休職中の者は3か月程度とし、訓練対象者の状況に応じて伸縮可能。 傷害保険に加入 復職に対する不安を軽減し、円滑な職場復帰を促す。再発防止が図られている。	山形県教職員健康審査委員会(精神科医を含む医師5名、事務局職員2名により構成) 主治医の診断書、所属長による長期休業の再発防止を促すため、対象者の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神性疾患による長期休業の再発防止を促すため、対象者の職場復帰サポート計画を作成し、対象者の面談や業務軽減等のサポートを行う。対象者の職場復帰が円滑に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。 6か月 職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に復帰させる。
7 福島県	精神性疾患に罹患したと原因として地方法第28条第2項第1号の規定に基づく休職を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む)のうち、連続して3か月を超えて休職していること。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が就き勤務を希望していること。 ③ 就き勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。 業務ではないもの。職場の雰囲気慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教諭等については、所属長の指導監督の下、TTによる授業や学級活動等の指導を行えることを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。 なし 就き勤務の実施により、復職後円滑な職場復帰が実現している。	福島県教職員神経・精神科医(審査委員会委員(精神科医及び職員課課長より構成)) 複数の専門家からなる合審制の機関における判断を参考として復職の可否を決定する。 なし なし なし
8 茨城県	茨城県教職員健康管理規則に基づき、神経精神性疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から長期休業(要医師の指示を受け、専業休業を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者) なし 対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、勤務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内 傷害保険に加入 本人の職場に対する心理的な距離が近くなり、さらには人間関係も段階を迫って良好になる。出勤や業務に慣れることで、円滑な職場復帰が可能となる。	診断書をもとに健康診査委員会が判断 なし なし 本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。
9 栃木県	精神神経系疾患により休職中の職員 -精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料表適用職員 訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けるよう指導している。 第1段階:学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階:授業の復習訓練(1～2時間程度の授業実施) 第3段階:授業の復習訓練(時間割どりの授業を実施) 第4段階:教師としての復習訓練(授業の実施に加え、担任実施場所は、職員の所属校)	原則4週間実施。ただし、状況に応じて延長も可能 なし 徐々に負担を増やすことで、本人の状況を把握するとともに不安を軽減しながら職場復帰へ向けられる。 病気の回復状況、家庭の支援状況、勤務のサポート状況等を、医師や教育委員会を含め多くの目で把握できる。	医師4名(精神科医など)、校長3名(小中学校2名、県立学校1名) -授業を滞りなく行えるかどうか。 -授業以外の校務にも対応できるか。 -生活のリズムが安定しているか。 なし なし 所属していた学校に配置する。所属長の判断により本人の状況を踏まえて職務分掌等を軽減している。

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 （各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間）	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員、精神疾患により病状悪化が認められ又は病状悪化を防止し、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。	あり	・第1段階1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れ) ・第2段階1日6時間×2週間(目的:授業参観や教材研究を行う上で、授業を実施する) ・第3段階1日正規の勤務時間×5週間(目的:指導計画に合わせて授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・病休者が職場への適応性を回復すること、復職に対する不安を軽減し、再発を防止できる。 ・校長が病状の回復状況を把握し、復職に向け、所属の体制整備を図ることができる。 ・病休者等が復職しようとする場合、審査会における審査の資料とすることができる。	・精神科医師、公立学校校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる(授業が行える等)。	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量についてゆとりを持って取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育局等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	復職支援プログラム中の実施状況を職場復帰可否の判断材料として用いる。 ・フルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組めるため、無理のない復職につながる。	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか	・教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	復職後6か月以内	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減が必要と認められる場合は、所属長の判断により本人の状況を踏まえて勤務分掌等を軽減している。
12 千葉県	県立学校教職員(単方を除く)及び県費負担教職員の中で精神疾患により休職している者	はい	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、所属校において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内(延長可)	傷害保険加入	・復職支援プログラムの実施状況を職場復帰可否の判断材料として用いる。 ・フルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組めるため、無理のない復職につながる。	千葉県公立学校教職員健康審査会委員(精神科医師)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務に1か月程度継続できること」を一つの目安としている。	・校内入居態勢の整備 ・状況の再発や新たな問題の有無	随時(特に期間に限りは定めていない)	所属している学校に配置する。
13 東京都	東京都立学校教職員のうち、精神疾患により病状悪化中の者	なし	①医療機関等における職場復帰支援訓練 医療機関の精神科医、心理士等によるプログラム(運動療法、薬物療法、認知行動療法、リラクゼーション療法、模擬授業等)、週3日・1日6時間 ②所属学校における職場復帰訓練 ・第1段階(職場の雰囲気慣れ。):週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習 ・第2段階(教職を視野に入れる。):週4～5日、半日程度以上。授業参観・給食・清掃指導等 ・第3段階(教壇に立つ。):週5日、ほぼ全日。授業参観、管理職の指導下での授業実施等 ③職場復帰支援連携プログラム(公立学校共済組合との連携事業) 医療機関プログラムと学校プログラムを一体とし、公立学校共済組合直営病院を拠点に実施 ・医療機関プログラム 心理教育、園芸療法、グループミーティング、ヨガ、美術等:週3～5日 ・学校プログラム STAGE1:学校という環境への順応、週3日・2～4時間 STAGE2:対人的環境(職員、生徒)への順応、週4日・6～8時間 STAGE3:具体的な教育活動の開始、週5日・8時間 ※連携事業の取組として、フレックソプログラム(精神疾患による病状悪化者・休職者を対象)、フォローアッププログラム(精神疾患により病状悪化し、復職した教員を対象)を実施	①計31回・約3か月(年間3クール) ②原則として、3か月 ③医師の判断で(平均:医療機関プログラム10週間程度、学校プログラム8週間程度)	②③公費による傷害保険の加入	段階を迫って徐々に負担を高くしつつ通常業務に移行することにより、復職後プログラムの実施が可能となり、多くの休職者の復職につながる。	休職期間が満了すれば復職する。 休職期間途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断書に基づき、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えられるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	②復職アドバイザーの所見 ②フォローアッププログラムの実施(復職後の過ごし方などのアドバイス、グループディスカッション等)	②復職後6か月以内	・復職時に所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況を鑑み、人事配置している。 ・医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため、一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合、職員の健康管理という観点から、正規の勤務時間の一部について、職務専念義務を免除する。(都立学校教職員に限る。区市町村立学校教職員は各区市町村教育委員会の取扱いによる。)
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議の上、校長が決定する。	3か月以内	希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅と職場間の往復中の事故を補償の対象とする(平成26年5月12日から保険適用)	希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅と職場間の往復中の事故を補償の対象とする(平成26年5月12日から保険適用)	健康審査委員会4名(精神科医師) 主治医 主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況、本人の意見、主治医の診断書等に基づき、健康審査会を総合的に判断し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的な健康審査報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的な健康審査報告書、かつ、健康審査会の健康回復又は職場適応訓練等の措置が下されるまでの期間	復職にあたり、健康審査会が勤務軽減等の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上わたり病状悪化が認められ又は取得している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出動の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出動の実施場所】 試し出動者の在籍所属 【試し出動の実施用務例(教諭の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気慣れ。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場の仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出動の原則として4週間以内	試し出動者は傷害保険に加入	長期間勤務から離れていたことによる職場復帰に対する不安を軽減し、職場復帰をスムーズにする	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により、個別に判断する。
16 富山県	富山県公立学校教職員において病状悪化から復職する者	原則本人の希望に基づき、状況により個別に判断	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期②職場復帰の準備を始める時期③試し出動を行う時期④職場復帰に向けた最終調整を行う時期⑤職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【試し出動を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階で実施 ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階で実施 ・第1段階(職場の雰囲気慣れ) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	プログラムを実施すること、自分のペースで徐々に学校での勤務に慣れていくことができ、本人、主治医、学校、家族等と話し合い職場復帰を迎えることができる。	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出動」状況 ・授業参観、面談 ・医師の診断(2名) ・校長の所見 ・市町村教委の所見	学校長や地教委の面談	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮をしている。
17 石川県	県立学校(大学を除く)の校長、教員、実習指導員及び寄宿舎指導員に県費負担教職員であったり、精神疾患により休職中の者	なし	休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行うもので、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の業務をこなした訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。	2か月程度が望ましいとするが、特に必要があるときは、3月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。	訓練期間中の対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ※死亡・後遺障害・入院・通院	短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていくプログラムとしており、最初から無理をすることなく、身体を職場に慣らすことから始めることができる。また、休職中の職員が円滑に職場復帰をするために効果的なものとなっている。	「石川県公立学校教職員健康管理審査会」の精神保健部会3名の委員である医師3名	・勤務内容は軽減するが1日の勤務時間すべて勤務可能なまでに回復しているか否か、所属長の意見、主治医による診断書の所見、審査会担当医による診断書の所見をもとに、審査会委員の合議により決定する。	復職後1年以内において6か月ごとに、復職後1年を経過後は1年ごとに、D2の判定を受けている者については、勤務状況に格段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書、主治医の観察報告書(復職後1年を経過後)又はD1の判定を受けている者(審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う)。	該当者の判定区分がD3(健康)となるまで、非常勤講師等に配置する。(復職日より4か月以内)	学校に復職した教員に対し、学級の要望により、非常勤講師等に配置する。



1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員。	なし	①療養中のケア：主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医（精神科）の面談を行う。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談	①休職中 ②休職中の1～2か月間 ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険に加入する。	試し出勤は、平成29年度に2人、平成30年度に3人、令和元年度に2人、令和2年度に6人、令和3年度に7人が利用した。	医師2名	医師2名の診断	・勤務軽減措置 ・相談事業	・勤務軽減措置 休職期間満了日の翌日から起算して2週間を超えない範囲内。ただし、産業医が特に必要と認める場合は2週間を超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 本人の希望に応じて必要と認められる	特記事項なし
26 京都府	精神及び行動の障害により休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の希望していること ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能と判断していること なお、90日を超えて病休を取った者も同様に実施が可能である。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自身が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うなど、職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れさせていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内ただし、必要と認められる場合は期間を延長	なし	復職に向けた回復の租差について、ならし勤務を実施しながら、本人・学校とも実感・把握することができるため、より適確に職場復帰の判断ができる。復職後の円滑な業務遂行に活かしている。	医師2名（うち、1名は国公立病院等に勤務する者） ・京都府公立学校教職員疾病専門家会議（医師・行政職員で構成）	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能と判断でき、毎日、確実に出勤できること。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。 また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	支援計画書の記載の期間 学校に復職した教職員に対し、復職した日からの前日まで非常勤講師等を措置する（4か月程度、長期休業日は措置しない）。	
27 大阪府	①精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員 ②精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員及び府費負担教職員（政令市及び豊能地区を除く）とする。ただし、過去に参加実績のある者は、2回目以降の参加を不可とする。 ③精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の府立学校に勤務する教職員及び府費負担教職員（政令市及び豊能地区を除く）	なし	①大阪府立学校職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病休から職場復帰後までのフォローアップを実施。 ②公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰支援プログラムを実施 プログラムは、年間2クールを実施（1期当たり21回のプログラム） ③公立学校共済組合大阪支部が委託する大阪メンタルヘルズ総合センターで実施される精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の教職員を対象とした、復職後支援講座を年度当初に教育庁から案内。	①各校が決定 ②3か月間×2クール ③4月～7月の間に1回～5回実施。	なし	②について、平成29年度～令和3年度の参加者合計59人中、プログラム終了直後に職場復帰した者は43人、休職延長した者は12人、退職等3人であった。	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月 所属していた学校に配置する。連続90日を超えて病休を取った場合は休職している教員が復職する前に、学校事情を勘案の上、復職後2週間を限度として、休業期間について非常勤講師等を措置する。	
28 兵庫県	・県立学校教職員及び府費負担教職員で病休・休職者 ・病休・休職等から復職し、県立学校教職員及び府費負担教職員	なし	①リワーク支援プログラム ・リワーク支援プログラム 公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法、個別授業、各種グループワークを実施 ・地域版リワークプログラム 公立学校共済組合近畿中央病院の専門家チームが県内2ヶ所を巡回し、集団療法、精神健康チェック、各種グループワーク、必要に応じて個別面談を実施 ②フォローアッププログラム 公立学校共済組合近畿中央病院において専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施 ③プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図るプレ出勤を実施	①第1期（8月下旬～11月上旬） ②第2期（11月下旬～2月下旬） ③4月下旬～7月中旬 ④職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で（財）学校厚生会「職場復帰助成」事業に加入）	①リワーク支援プログラム 参加者の76.5%が1年以上継続して勤務できている。（H27～R3実績） ②フォローアッププログラム 参加者の90.4%が1年以上継続して勤務できている。（H27～R3実績） ③プレ出勤 実施者全体の98.7%が1年以上継続して勤務できている。（R3実績）	精神科医3名	医師2名（うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に勤務する医師）の診断書と校長の副申書により、病休・休職取得前の状況で快復しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	原則、異動を行わない。
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復職訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職指導を行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する（単独では授業をさせない。）。	3か月	なし	復職前に、徐々に調子を取り戻すための期間を設けることで、不安を解消し、徐々に職場の空気になじんでいくことができる。また、職場側も、職場復帰訓練期間中の本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢が整えられる。	奈良県教員メンタルヘルズ委員会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復職訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。	なし	なし	
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務先において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町教育委員会が相談し、内容を決めている。	原則として、4週間	あり（互助会負担）	2週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名（精神科医2名、保健所長1名、内科医1名）	復職審査（審査会1）→主治医の意見（通院状況、現症、診断、処方内容） 本人及び管理職との面談（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施 復職審査（審査会2）→面接復職審査（審査会3）→学校長の報告書（校長の観察記録、本人の行動日誌） 審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が、勤務先における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて		2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について					
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公表による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会が担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち神経・精神障がいによる休職者	あり	(1)復職への意思確認と職場復帰訓練実施可能が記載されている診断書の提出(本人の気持ち優先)のうえ、主治医の診断書を診断書で確認 (2)復職支援検討会の開催 【メンバー】所長、本人、主治医、県教育委員会管理担当、県教育委員会健康安全管理担当、その他必要な職員 【内容】・症状や経過の共有、主治医の助言 ・訓練期間や訓練内容の検討 ・復職に向けての流れや制度の説明等 (3)職場復帰訓練の実施 【期間】1～6週間 【内容】 ・第1ステップ(半日勤務)職場の雰囲気慣れる。 ・第2ステップ(6時間勤務)職務に慣れる。校内巡視、授業参観を行い、学校や授業の雰囲気や児童生徒との関わり慣れる。半年間や教職員の集団と関わり、慣れる。 ・第3ステップ(通常のフルタイムの勤務時間)教材研究や指導案の作成等、授業について研修する。児童生徒と関わる時間を多く取る。時間を調整しながら、TTに入ったり、一人で授業を行う。校務分掌にも関わり実践する。業務量を調整しながら8時間勤務に慣れ、フルタイムで勤務することができる。 ・第4ステップ(通常のフルタイムの勤務時間)復職後の職務内容及び校務分掌の実施。授業の実践。復職後の業務の7、8割程度の内容を実施。 ※職場復帰訓練期間中、県教育委員会担当者が所属、学校を訪問、授業参観(最終ステップでは、指導案作成のもの、1単位時間、県教育委員会担当者が参観する機会を設定)、本人との面談、本人及び関係者で振り返りの会の開催。復職に向けての手続きや、見直しに向けての説明等も行う。 (4)職場復帰訓練後、主治医及び健康管理審査委員会(精神科医師)の受診し、診断書及び関係書類を県教育委員会へ提出。	4週間～6週間程度	あり(公表)	・職場復帰への不安の解消と自信の回復、意欲の向上。 ・訓練を通して、現症や体調の変化や不安定な状態を所属、関係者及び本人も確認できる。 ・職場復帰訓練で、勤務時間や業務内容や業務量を徐々に増やしていくことで、授業の進め方や教材研究の仕方に慣れ感を取り戻していく共に、児童生徒へ関わりについての不安感への解消にもつながる。 ・勤務時間や職務内容、量を意識し実践していき、復職後の働き方の見通しが持てる。 ・職場復帰に慣れ、人間関係の構築により、復職後の職場環境に適応しやすくなる。 ・本人がストレスへの気づき、対処法を実践することができる。今後につなげることができる。 ・本人、主治医、管理職、関係職員などの情報交換や話し合いができ、フォローアップがスムーズにできる。	医師4名(健康管理審査会の委員)	職場復帰訓練の実施状況(計画通り継続して勤務できたかどうか、体調の安定状況、管理職、本人の実施報告の内容)、職場復帰訓練実施後の主治医及び健康管理審査会委員の診断内容(診断書)、及び健康管理審査会での面接審査の様子を総合的に評価し、健康管理審査会で審議して復職の可否を決定する。また健康管理審査会では復職の可否の判断及び復職後の勤務制限を含め健康管理区分を決定する。	・健康管理区分による勤務制限、職場でのフォローアップ。 ・定期的に関係される健康管理審査会や経過観察を行う。審査会には主治医及び健康管理審査会委員の診断書、傷病状況報告書(本人記載)、観察報告書(所属長記載)等を所属長、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出する。 ・県教育委員会健康管理担当による学校訪問・面談を実施し、復職後の経過観察やフォローアップを行う。	・3ヵ月毎の健康管理審査会での復職後の経過観察。 ・適宜、教育委員会担当の学校訪問、面談の実施する。	現任校(現所属)での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会が任命する教育職員及び県費負担教職員等であつて心の問題により休職等の者	なし	・実施場所(原則として対象者の所属)・実施内容(職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に支援プログラムの計画立案)・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 III 支援プログラムの実施: ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原則3ヵ月以内とする。ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担、互助会員以外:公費)	復職プログラムを実施した上で、自信と意欲を持ち円滑に職場へ復帰することができる。	精神科を専門とする医師	児童・生徒に直接的な教育指導や円滑な学級経営ができるか。	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。専門カウンセラー(精神科医師)、保健師による随時相談(電話・メール・面談等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人を確認しながら負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において休職している判定された者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医と十分協議し、復職プログラムの計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面談を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間	あり ・普通傷害保険補償内容:死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険補償内容:対人1名1億円、1事故6億円/対物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れるため一定の期間を設けること ・対象者本人の対人関係の構築により、復職後の職場環境に適応しやすくなる。 ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握すると、復職後の受け入れ態勢を整えることができること	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師(計6名)	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接を実施し、復職状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。復職後に必要に応じて再発防止に向けた助言等を行う。	原則として、復職日から換算して6ヵ月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。	
34 広島県	精神疾患による病気休職者	あり	①休職開始時及びその後3ヵ月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1ヵ月程度	I(3)の者に対して自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害:2千円/日、入院:1万円/日、通院:5千円/日) ・賠償責任保険(対人:1名1億円、1事故750万円(限度額))	復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けて心身を慣れさせることが可能となる。また、復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例もあり、復職後において再び休職が必要となる状況となることの確率も考慮される。	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する。精神審査会の委員は、精神科専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面接を参考に個別に判断する。	1ヵ月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。	
35 山口県	県教育委員会が任命する職員。精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病状休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1ヵ月程度をかりて復職準備を行う。 ・実施場所は、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同レベルに到達することを旨とする。	1ヵ月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	復職後、再度休職する者が減少するなど、円滑な職場復帰に向けて、一定の成果を上げている。	医師2名(1名は国立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに、勤務状況を県教育委員会に報告する。	復職後3ヵ月及び6ヵ月経過後	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等の一定の配慮を行う。
36 徳島県	精神性疾患により病気休職中(連続30日以上)又は病状休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、職務復帰プログラムの実施についての当該休職者の意思を確認した後、当該休職者等の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して、期間や段階に応じたプログラム内容を定める。	1ヵ月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病状休職中又は病状休職中の教職員の円滑な職務復帰、復職への意欲の向上に効果がみられる。	教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	特に基準を設けていないが、職務復帰プログラムの結果や本人及びその管理者の面談により、復職審査委員(医師5名、臨床心理士1名、教育委員会3名)が復職について議事を行い、出席委員の過半数のときは委員長が決する。	復職後の勤務状況全般を校長が観察し、1現在の本人の状況、2職場の受入状況、3所属長の意見を踏まえて報告書を市町村教育委員会及び県教育委員会に提出する。希望のある場合は休職からの復職後に臨床心理士を派遣し、面接により助言指導を行う。	休職からの復職については、1、3、6ヵ月後復職からの復職については、3ヵ月後	なし
37 香川県	精神疾患により長期療養中の教職員	あり	・精神疾患による長期療養中の教職員が復職前にその職務についてワーキンググループする。 ・原則として、6週間とし、長期療養者が所属する学校において行う。	原則として、6週間(H27.1月～)	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	職場復帰に向けて、段階的に心身の準備ができて、復職初期の負担が少なくなった。復職プログラム実施において、長期療養者中心の状況や支援すべき点が明確になり、復職後のサポート体制の充実につながった。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断内容を総合的に判断する。	「香川県教職員健康審査会」において決定した措置状況に応じて、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を踏まえて提出を求めている。	教職員の健康状態について、医学的側面に基き、個別に対応して必要な期間	職場復帰支援計画を作成し、業務の負担軽減等の配慮を行う。

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援係(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的にリハビリ出勤を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に復職サポート職員(非常勤職員)を1か月設置可 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師等	必要期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	休職開始からの間により、復職に向けた見直しを持つことができ、学校現場に即した具体的プログラムによりリハビリ出勤を実施を通して、本人の自信回復と学校現場の受け入れ体制づくりにつながっている。 また、復職後も所属校との連携や精神科産業医面談等により再休職防止となっている。	主治医 産業医 精神科産業医 精神科嘱託医 臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要期間	所属していた学校に配置する。なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することが可能。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病氣(休職引き続き120日を超える病氣休職に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合を除く)から復職しようとする教職員	なし	①流れ ・本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のおたつてで実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人との面談を行い、復職にあつての留意事項等をアドバイスするとともに復職可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気(慣れる(平日程度))] 第2ステップ[学校生活に適合する(児童生徒の在任している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在任している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間(ただし、心の健康対策委員会が必要と認めた場合は変更できる。)	あり 通勤を含む実施期間中、傷害保険料に加入することし県教育委員会が負担する。	R3年度 対象者26名 職場復帰者23名 以上の状況であり、職場復帰に向けた一定の効果が見られている。	高知県公立学校教職員心の健康対策委員会 委員 ○公立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関するところについて審査を依頼し、意見を求めるために設置 ○委員は、医師・学識経験を有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱	高知県公立学校教職員の健康対策委員会からの意見 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復帰の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	なし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属内で行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるときは4週間以上3週間以内の期間で実施する。)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	復職が可能かどうかについて、本人の課題に応じて児童生徒や職員との関わり方を確認しながら段階的に実施することができ、職場の同僚が、当該職員の病気の回復状況を観察しながら、回復同士の関わり方を話し合い、工夫することによって1日当たりの訓練時間を徐々に延ばすことにより、復職時の負担軽減につながる。	福岡県教職員身体検査審査委員会 (福岡県教職員身体検査審査委員は、福岡県教職員身体検査審査委員会規則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められた者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	職員の状況に合わせ、個別具体的に判断を行ったため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会等で書類審査を行い、その結果「訓練すること」に支障がないと認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、調整が必要な場合は助言を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階職場に慣れる時期3～4時間 第二段階職場を視察し入れた後4時間～フルタイム 第三段階授業に3つ時間フルタイム	2か月程度	自宅・職場間の移動を含む訓練中は傷害保険に加入	勤務時間や業務内容を段階的に復職時に近づけていくことで、自らも職場への適応状況や自身の回復状況を確認し、再発予防のための自己管理能力を身に着けるうえで復職している。また、職場の管理者や他職種との連携を確保する環境を整え、復職後の支援体制を確認するうえで効果がある。	主治医 嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか ・授業を滞りなく行えるかどうか	復職後2週間の就業状況について報告書の提出を求めている。その後3か月ごとに再発や就業状況を把握している。	なし	所属していた学校に配置する。復職後は管理区分をB1勤務の制限を加える必要があり、定期的な医師の医療行為を受ける必要がある(規定上、所属長に連絡して、通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務制限を縮小していく。復職する小学校教諭に対しては、「復職補助教員」を復職した日から2週間任用している。
42 長崎県	復職審査会に精神神経系疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に先行し、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:教育) ①第一段階(授業参観・指導案作成等)2～4時間 ②第二段階(授業参観・給食指導に参加等)4～6時間 ③第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6～通常の勤務時間 ④第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	各段階の目標は次のとおり。 第一段階「学校に慣れる」 第二段階「児童生徒に慣れる」 第三段階「授業に慣れる」 第四段階「通常の勤務に慣れる」 各段階の目標を達成することで、復職しても現場で困らないように訓練しているため、大きな効果がある。一方、復職にふさわしくない教職員は、訓練をすべて終わらせることができず、復職可否の判断が容易である。	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること ○復職訓練をもとに、訓練内容に耐えうるかどうか、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状態にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知などとともに、学校訪問など機会を捉えながら経過観察を続けている。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特設していないが、異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担を減らすこと。 ○その後、異動する際の異動は機力避ける。 ○その際、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に対する不安を取り除くこと ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備できること ・休職者の病気の回復状況及び職務への適応状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者への適切な治療方針が確立できること	・学識経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否	なし	なし	精神疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援休暇を設けている。
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審査し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③30月の復職訓練(見送り)場合は延長したり、きちんと勤務できない時は再度休職し療養させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含む5か月間。	なし	復職への準備を段階的に3か月間行うことにより、無理に復職し、また再度休職することを防いでいる。また休職者自身の勤務実態を自覚することで、無理に復職することを防いでいる。休職者の心理的、体力的な負担が重ならないようにしている。	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中での面接からの快復度合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで回復しているか	・こころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教員人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談 以上のような対応によりケアしている。	なし	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職一線子を開くようにしている。

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 [各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間]	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者	あり(精神性疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階:学校生活の再開に慣れる。 ・第2段階:仕事の内容に慣れる。 ・第3段階:授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階:職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通途上にあつた場合の補償 ・賠償責任保険対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財物に損害を与えた場合の補償	精神性疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を主たる目的としており、対象者、家庭、主治医、学校長、教育委員会の情報共有が密になるとともに、所属教職員の協力を得ながら、職場後の良好な職場環境づくりに資する効果がある。	医師を委員とした疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る教職員及び教育委員会事務局職員等であつて、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に決行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外を支給しない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	・所属長及び所属職員等が努めるとともに、該当職員の円滑な職場復帰を支援している。 ・文書整理等の軽作業から授業参観、ITでの授業など政府による実施していることにより、職場復帰に向けた具体的な準備を行うことができる。	鹿児島県立学校職員健康審査委員会を設け、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1.現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2.主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。	
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られているほか、実施結果が健康審査委員会における復職可否の判断材料となっている。	医師	医師2人(うち一人は公病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中に特に必要と認められる教職員に対して、補充職員を配置している。	
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認め、かつ、札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場復帰を実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れる時期で、1週間行(1日2～3時間)、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行(1日4時間)、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学単年度の会議参加。 第3段階:職務の実際の視界に入れる時期で、2週間程度行(1日5～8時間)、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行(1日8時間)、指導案作成、校長の指導下での授業実施。	復帰前4～8週間程度だが、対象者の状況により期間を定める。	なし	職場復帰又は復職する前に、職務遂行能力の回復状況を確認し、円滑な職場復帰等が図られるよう目的について、効果が得られている。	札幌市立学校職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場復帰の進捗状況 これらを踏まえて、審査会による復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において決定した措置状況に応じて、必要な期間	
49 仙台市	1月以上の病気休暇及び休職から復職する者	なし	学校への復帰が決まった場合、希望により復帰前の職場まで出勤訓練を行う。具体には、所属学校において復帰に向け実際の業務を行うなどとする。	10日以内	市負担で傷害保険に加入	スムーズな復職につながっている。また、復職後すぐの再度の休職に入ることの防止につながっている。	主治医、健康審査委員、健康審査委員	診断書内容、健康審査結果等を総合的に判断する。	なし	なし	所属していた学校に配置する。主治医、健康審査委員の意見等を参考にしながら、所属長が当該職員と確認し、校務分掌等に配慮し、勤務の軽減を図る。	
50 さいたま市	精神性疾患による休職者	あり	復職学習塾(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて、身と生活のリズムを整え、徐々に職場に慣れることにより、円滑に復職することができている。	さいたま市教職員健康審査委員会(医師10名)	さいたま市教職員健康審査委員会の回答による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会 答申による期間	なし	なし
51 千葉市	休職・病気休暇中であり、主治医より「リハビリ可」の診断を受けた職員	あり (休職者のみ。ただし、産業医の判断によっては不要となることもある。)	【リハビリ活動】 主治医から「リハビリ可」と診断された後に、リハビリ前相談及び復職調整会議(出席者:職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、各関係者が情報共有し、必要となること、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階:仕事の内容に慣れる。軽度な指導補助(TTであればT2)・業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階:復帰後の勤務を想定した指導補助(TTであればT1等)・業務補助(週5日、フルタイム) ※基本第3段階で慣らしていくが、必要に応じて慣らし方を緩やかにした方がいい場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 2～3ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病気休暇取得者】 1～2ヶ月程度(病気休暇取得可能な期間に合わせて実施)	なし	チェック表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現していくとともに、自分自身の疲労度合いや気分の変遷を把握できるようにして、自己管理能力を高める。復職時に想定されている業務や環境になれたら、職場でのコミュニケーションなどの向上を図ることができる。	【休職者】 健康審査会(産業医、精神科医)の判定を受け、人事担当者で最終的な決定を行う。 【休職者】 主治医からの診断書、ハシリ活動の実施結果、産業医との復職前相談などの状況を確認し、審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業医による復職後相談を実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることや、2回目の復職後相談を実施することもある)	産業医が、復職前相談時に判断。 主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、保健師、人事担当、産業医、産業保健スタッフの意向性を決め、所属長が校務分掌等の配慮を行い、勤務負担の軽減を図る。	主治医の意見や産業医との面談	主治医の意見や産業医との面談	
52 川崎市	精神性疾患により職務を離れている長期療養者としており、本人からの申し出により、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者	原則、受診を求めている。	職場復帰のための試し出勤計画を作成する。試し出勤の時間、内容については、本人、所属長及び主治医又は指定医師の間で、産業医等の間で、協議して決定する。試し出勤を実施する場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。	原則として、4週間から8週間	受講者に対する公費による保険措置は、実施中の休職等への補償は、自己判断での保険加入を勧めている。	円滑な職場復帰と再発防止を目的としている。	川崎市職員健康審査委員会委員(市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)及び川崎市関係部署職員)	主治医の診断、学校の意見(復職を受け入れる体制等)、試し出勤の状況、産業医や産業保健スタッフの意見等を参考に、医師の委員を中心に、業務や対人(子ども、保護者、同僚等)関係等で、復職の問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。	職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月、6か月面談を実施する。状況により、フォロー面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。復帰時に職務軽減等の配慮が必要となる場合には、産業医や学校管理職、教職員課等で調整を行わず、職場での対応を基本とする。	
53 横浜市	精神性疾患で休職している教職員	あり	職場復帰訓練の要領を改正し、平成29年10月から職場復帰支援訓練の実施を義務化している。	原則として、4週間から8週間	なし	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場復帰に効果がある。また、管理職が復職後必要となる業務上の配慮を具体的に検討できること、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもち、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。	精神性疾患による休職から復職する必要がある場合には、必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間間置し、勤務の軽減を図っている。	

# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 （各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間）	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
54 相模原市	市立小学校及び中学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場ハビリエーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等によること。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申し出者が出した期間	なし	令和3年度は、9名職場ハビリエーションを実施し、8名が復職した。（1名は退職） 令和4年度は、不安軽減や自信の回復を促した。	教職員健康審査委員会（医師5名）	・主治医の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査（事前面談）による意見書・職場ハビリエーション実施等が勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談 実施者：産業医・精神科医・保健師 復職後1～2週間、1か月、3か月、6か月教職員健康審査会の審議結果と本人の意向に応じた実施	健康審査会の審議により経過観察期間が決定	審査結果に応じて、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰に向けてプログラム実施を希望する者	本人の申し出に基づいて行う。復職等の条件となるものではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせた外出、図書館での文献研修、教材研究 ②学校になれる時期 1日3時間程度（午前）、5日間程度 ③復職に向けた具体的な準備期間 TTによる授業補助、教材研究、分掌事務の一部 1日6時間程度、5日間程度	最長2週間～最長3週間 対象者の実施中の状況に応じて変更することができる。	公費で傷病保険に加入	令和3年度、職場復帰支援プログラムを実施した教職員は16人。6人全員がプログラムを最後まで実施した。また、6人全員が職場復帰を果たした。	医学に関する学識経験を有する者。	健康管理委員会が文書（本人の願い、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日誌）により検討する。	・職場での状況（授業、事務処理、児童生徒の対応等） ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。	なし
56 静岡市	休職職員等（主に精神的な疾患で休職している者及び校長が必要と認める者）とする。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階：学校に慣れる→授業参観、給食指導、清掃指導、授業案作成等（原則として1日4時間程度） 第2段階：授業の復習訓練の第一歩→第1段階の内容に加え、1時間から2時間程度の授業の実施（4時間程度から児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第3段階：授業の復習訓練→時間割どおりの授業の実施（児童又は生徒が在籍している時間帯における訓練） 第4段階：教員としての復習訓練→授業の実施に加え、担任や校務分掌等の通常の職務（正規の勤務時間における訓練・フルタイム）	1月以上3月以内において校長が定める。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、当該期間を1年を限度として延長し、又は教育委員会が必要と認める期間に短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	プログラムに基づいた訓練内容に沿って、段階を踏みながら徐々にリズムをつけていくようにしている。その結果、ほとんどの者が少しずつ前向きな気持ちになり、復職に向け意欲が見られるようになった。昨年度は5人が復職訓練を受け、全員、職場復帰を果たすことができた。	健康審査会担当医師3名	・病状が職場復帰（復職）にも問題がない程度まで回復していること。 ・学校が本人の負担軽減のために配慮を行うこと。 ・静岡市教育職員健康審査会の意見を受けた場合は、当該意見を踏まえ、職場復帰又は復職の可否を決定し校長に通知する	・産業医によるフォローアップ ・保健師による経過確認（校長、教職員課職員）	復職直後は必ず行うが、その後は、取り決めがなく、職員の状況に応じて実施	原則、所属していた学校に配置する 主治医等と連携した状況に応じて実施し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員（浜松市教育委員会職員職名規程（平成18年浜松市教育委員会訓令甲第一号）第3条第1項規定する職員（ただし、延長及び幼稚園教諭は除く。）で常勤の者）。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階：学校に慣れる→授業参観、給食指導、清掃指導、授業案作成等（原則として半日みの訓練） 第2段階：授業の復習訓練の第一歩→第1段階の内容に加え、1時間から2時間程度の授業の実施（児童生徒が在籍している時間帯（午後3時頃までの訓練）） 第3段階：授業の復習訓練→時間割どおりの授業の実施（児童生徒が在籍している時間帯（午後3時頃までの訓練）） 第4段階：教員としての復習訓練→授業の実施に加え、担任や校務分掌等の通常の職務（正規の勤務時間での訓練）	①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象者は、訓練期間において週休日及び休日を除く日3分の1以上の日数を出勤し、訓練を行う。	なし	・対象者は生活リズムが整えられ、復職に向けての心えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校側は対象者の復職支援プログラムの進捗状況や経過を把握することにより、復職後の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医師2名	・主治医の復職「可」の診断書が出ている。 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について確認している。また授業参観も行っている。	職員の状況に応じて必要期間、経過観察を要する。 所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する	職員に所属していた学校に復帰する。主治医等と連携し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
58 名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職前段階に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従っていた職務を考慮し、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続き6～10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校（園）長の意見書、産業医（又は衛生管理医師）が面談で復職「可」の判断、名古屋市傷病職員審査委員会の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローアップの実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	超過勤務命令や旅立命令等の発令に制限を加えることがある。	
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状体職から復職した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等を3か月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認めた者	①なし（希望する場合のみ） ②なし（希望する場合のみ） ③あり	①療養の一環としてハビリエーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を措置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり（傷病総合保険） ※②、③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担を軽減することで、円滑な職場復帰及び疾病の再発防止を図っている。また、学校においても、教職員の回復状況や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	京都市立立学校幼稚園要休職員審査委員会が審査等を担当する。同審査会は、医師によって組織され、教職員が病状に伴う負担や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	【教育職員】（健康審査会での審査材料） ・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見（就業可能かどうか） ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見 健康審査会に付議し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	所属長が定期的に復職後の当該職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に当たっては、必要と判断し、経過観察を要する。 復職後2週間を限度（ただし、授業期間中のみ）として、代替職員の措置期間を延長することができる。	休職の原因となった病状の程度や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	精神性疾患による病状体職のため長期休職を繰り返している職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし	①休職中の支援 ・復職に向けた休職者及び主治医への復職支援事業の内容説明 ②復職後の支援 ・校長による復職支援プログラムの作成 ・嘱託専門医による復職トレーニング前相談 ・1か月程度の復職トレーニングの実施（在籍校で実施） ・嘱託専門医による復職トレーニング後相談	復職トレーニングは1か月程度	施設賠償責任（対人・対物）	1か月、短時間勤務からフルタイム勤務できるよう、段階的に職場環境に慣らすことで再発を未然に防止する。	【全ての教職員】 健康審査会委員（医師）※復職の可否について意見を述べるとする。	①校長による校園内受入体制の整備 ②校長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託相談員による復職後の勤務状況の把握	②は1か月後に教育委員会へ報告 その他は、特に定めはない。	【教員】 精神疾患休職教員（教諭、養護教諭に限る）のうち、病休初日から連続90日を超える者が復職する場合は、復職後2週間を限度（ただし、授業期間中のみ）として、代替職員の措置期間を延長することができる。	
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期休職を繰り返している職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし（任意）	①専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団精神療法、模擬授業、各種グループワーク等場所→近畿中央病院 ②試し出勤 通勤練習・教材研究・資料収集等準備職員会議への参加等場所→現任教	①3か月（1週間に1回） ②4週間程度（個別ケースにより期間調整）	なし	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	堺市学校職員健康審査会委員（産業医5名・精神保健担当医1名を含む）が、復職訓練を行った精神保健担当医の診断書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか ○復職支援プログラム（任意）の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健担当医の意見・評価（日常生活の安定度、体調の軽快度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認） ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・生徒や保護者との人間関係 ・授業・クラス運営状況 ・学習指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること	学期に1度、原則として1年間（個別対応は随時実施）	所属していた学校に配置する。 （個別対応は随時実施） が復職する場合、授業中の復職後2週間を限度として、代替職員の措置期間の延長を行う。



# 1-1-16. 復職支援プログラムの概要（教育職員）（令和4年4月1日現在）

1 復職支援プログラムについて		2 復職の判断について				3 復職後の経過観察について						
都道府県 指定都市	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
62 神戸市	・精神疾患等により病休・休職者 ・精神疾患等による休職等から復職した者	なし	①リワーク支援プログラム 復職前に、公立学校共済組合近畿中央病院で、精神科医・臨床心理士ほか専門家チームによる集団精神療法、模擬授業、グループワークを実施 ②フォローアッププログラム 復職後に、公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施 ③プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。 【実施内容例】 ・第1段階：週2日程度（2～3時間）職場の雰囲気慣れる同僚とコミュニケーションをとる、読書等 ・第2段階：週3日程度（2～3時間）職務に慣れる補助的作業（文書作成、印刷）、教材研究等 ・第3段階：週3日程度（4時間程度）職務に慣れる授業参観、給食・清掃指導、指導案作成等 ・第4段階：週4日程度（4時間程度）児童生徒との関係に慣れる授業参観、給食・清掃指導、模擬授業の実施等	①第1期（8月下旬～11月上旬） ②第2期（11月下旬～2月下旬） ③職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で一般財団法人の傷害保険・賠償責任保険に加入）	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復帰・復職に対する不安の解消を図り、職場への適切な対応が可能となることで、円滑に職場復帰できる。併せて、復帰・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	産業医・衛生管理に詳しい医師	主治医の診断書（復帰可）・本人・校長の評価を基に審査する。	学校を訪問し、授業の観察や本人との面談、所属長への面談、所属長への面談を実施し、出勤状況や本人の体調等を確認する。	原則として学期に1度、1～3年間実施（個別対応は随時行う）	原則、所属していた学校に配置	
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市立学校園に勤務する教職員	なし（主治医の実施可能と判断し、本人の同意により実施）	学校への在職時間を徐々に伸ばし、4週目は1日1日在校できるようにする慣らし勤務で、原則として対象者の所属で行う。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	職場復帰に向けて見通しをもつことができる。4週間の中で、対象者の状態に合わせた、徐々に連動勤務に近い状態でのプログラムが実施できる。	産業医その他教育委員会が必要と認める医師	復職プログラムの実施による産業医・本人・校長の評価を基に、主治医と指定医の診断書により判断する。	現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置	
64 広島市	精神疾患による休職者（復職希望者）（復職可の診断書が必要）	あり	勤務先において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等が少くなく慣れ、最終的には授業を行うことを目指す。	3週間	あり（傷害保険と損害賠償保険）	・より早い段階で職場復帰の試みを開始することができ、早期の復帰に結びつけることが期待できる。 ・休職者の就業への不安を軽減し、実際の職場で自身の体調や職場の状況を確認しながら復職の準備を行うことができるため、復帰に結びつけることが期待できる。	産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか、再発の恐れはないか。 ・学校での勤務（児童生徒への指導、保護者対応等）が可能か。	所属校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えられている。 ・校長が、校務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。 ・復職後、1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。	
65 北九州市	北九州市立学校教職員（大学は除く）のうち、精神神経系疾患により休職中の教育職員	なし	・学校長が、本人や家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に負荷を上げながら業務を実施する。 【第1段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週3日、8:30～11:30 内容：文書整理や軽易な事務処理等 【第2段階】 期間：1週間程度、勤務時間：週5日、8:30～12:30 内容：学級の授業参観、児童の実態把握等 【第3段階】 期間：2週間程度、勤務時間：週5日、8:30～15:30 内容：T2としての学習指導等 【第4段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：学校長指導の下、単独授業の実施等 ※第4段階の第4週目に対象者は模擬授業を行う。学校担当課長と担当保健師は模擬授業を見学し、回復状況等を確認する。 【第5段階】 期間：4週間程度、勤務時間：週5日、フルタイム 内容：学校長指導の下、単独授業の実施等	原則3ヶ月（延長する場合でも、4ヶ月を超えない範囲）	なし（普通傷害保険等への加入を勧めている）	・段階的に学校復帰（同僚や児童生徒との人間関係を含む）や業務に慣れていくことができる。フルタイム勤務期間を早く設定することで、復職後よりイメージできるように、スムーズな復職につながる。 ・管理職をはじめとする学校側は、対象者の病状や勤務に知る機会にもなる。回復状況や業務遂行能力を予め把握できるため、復職後の配置や支援を考える材料となり、受け入れ体制を整えておくことができる。 ・訓練結果は産業医面談と「身体検査審議会」の場で活用されている。産業医面談では復職の可否判断に加え、復職後の措置を検討する上でも役に立っている。	・身体検査審議会（学識経験者、市職員の委員8人で開催。学識経験者の中には、精神科医4名、内科医1名、外科医1名を含む。）	〈復職の目安〉 ①職場復帰に十分な意欲がある。②一人で安全に出勤できる。③所定勤務時間の業務が可能な状態である。④1人後の業務遂行が可能である。⑤業務による疲労が翌日までに回復している。⑥主治医面談①～⑥が可能と判断している。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医や精神科医によるフォローアップ面談を行っている。	上記の復職の目安について、「主治医の診断書」、「職場復帰訓練報告書（学校長、教育委員会の評価）」等を基に確認し、身体検査審議会での復職の判断を行っている。	復職後の経過観察期間	・原則、現所属に復職する。 ・復職前の産業医面談で業務負担軽減、時間外勤務の制限、その他指示事項があれば、遵守している。 ・定期異動の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。
66 福岡市	精神系疾患で病休・休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じて、原則として実施期間を4段階程度に区分し段階的に実施する（実施場所：休職者の所属する学校） ②復職支援講師の配置 病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月程度講師を配置する。 ③教職員健康管理専門員の配置 会計年度任用職員1名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練の計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	①においては出勤すること、段階を踏んで業務に慣れることで円滑に復帰できる仕組みになっていると思われる。また、②については、復職した教職員が安心して業務に復帰できるようなものであることから、効果はあると思われる。 ③については、教職員の状況を教育委員会と学校長が情報共有できる機会があり、教職員においても相談等ができる機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査委員会として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	会計年度任用職員1名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後1か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	・年度中途での復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。 ・復職者の負担軽減を図るため、復職支援講師1名を、3か月を目安として配置する（希望がある場合のみ）。	
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を設定し、段階的に訓練を実施する。	4週間（ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる）	なし	・休職者の不安解消 ・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査会（医師5名及び事務局職員3名により構成）	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康審査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローアップの実施	職員に状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。	

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新（下線部）